

2026 年度地域理解プログラム「万博レガシーを通じて学ぶ関西経済」 に係る業務委託契約の参加意思確認公募について

本業務は、JICA 開発大学院連携プログラム（JICA-DSP）1 の一環として、主に日本の大学院に在籍する長期研修員（以下、「留学生」という。）を対象に、日本の郷土史や開発経験を学ぶさまざまな「地域理解プログラム」（以下「プログラム」という。）を提供するものです。日本各地で培われてきた地域特有の開発事例を題材とし、留学生が日本の開発経験に対する理解を深めることを目的としています。また、地域特有の開発事例からの学びを通じて、その開発過程での多様なアクターによる協働体制や経緯を理解するとともに、自らの研究活動と当該地域における開発経験との繋がりを探ることで、その学びを母国の開発にも活かしていくことが期待されています。なお、本業務は開催地として大阪府を想定するものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人太平洋人材交流センター（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき契約を締結する予定です。

JICA 関西は、2025 年に大阪・関西万博への視察を軸に、講義・企業視察及び報告会を組み合わせ、日本の中小企業の強みや課題、ならびに海外展開の実態について体系的に学ぶ機会を提供しました。その結果、留学生と企業との間でインターン受入やビジネス連携が創出されるなど、具体的かつ実践的な成果がありました。2026 年度は、これらの成果を踏まえ、2026 年 10 月 5 日から 7 日に開催される Global Startup EXPO 2026 への視察及び企業交流を中核とし、昨年度開催された万博の出展企業やスタートアップの実態に加え、万博レガシーとしての社会実装に向けた取組（大阪府の特徴である中小企業を中心とした経済構造やものづくりに特化した企業による企業連携、海外ビジネス展開、スタートアップとの共創等）について実践的に学ぶことを目的とし、留学生がこれらの学びを基に自国の課題解決に資する具体的な構想を策定する内容の地域理解プログラムを実施します。

本業務の遂行には、関西地域の中小企業、経済団体及び自治体とのネットワークを活用し、留学生の関心に応じた企業選定や視察調整を行うとともに、研修後のビジネス連携創出までを見据えた一体的なコーディネート機能が求められます。

特定者は、関西の民間企業、経済団体及び自治体の出資により設立され、これら関係機関との密接なネットワーク及び 800 件以上の外国人研修実績に基づく高い研修企画・運営能力を有します。また、2025 年度のプログラムは特定者からの提案を契機として構築されたものであり、2026 年度においても引き続き万博レガシーを継承したソフト面の取組を組み込むことが求められるため、継続したプログラムの効果的な実施には過去の実施経験及び関係機関との既存の連携関係を有する特定者による企画運営が円滑かつ効果的な事業実施の観点から有効であると考えます。

以上により、特定者は本業務に必要な「関西圏、特に大阪府における企業ネットワークへのアクセス」「経済開発分野における開発課題の理解」「研修の企画運営能力」「中小企業振興に関する知見」を兼ね備えており、以下「2 応募要件」にある業務を適切に実施し得る要件を満たすほぼ唯一の機関であると判断しますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙2「業務委託契約業務内容」の通り。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において、令和07・08・09年度全省庁統一資格競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ① 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ② 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が兵庫県の暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）に定める禁止行為を行っている。
- ⑤ 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- （※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- （※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- ・ 個人番号利用事務実施者
 - ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
 - ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
 - ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2026 年 6 月 19 日（金）10 時から 2026 年 7 月 3 日（金）17 時まで
----------------	------	--

	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西 開発大学院連携課（担当：三浦禎子）
	提出書類	別紙3 参加意思確認書 別紙4 資格審査申請書 別紙5 誓約書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp2@jica.go.jp メールタイトル：【2026年度地域理解プログラム「万博レガシーを通じて学ぶ関西経済」に係る業務委託契約】参加意思確認書の提出（社名〇〇）】
(2) 審査結果の通知	通知日	2026年7月10日（金）
	通知方法	メール又は郵送で通知（参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知） ※なお、特定者には、JICA 関西ホームページ上（調達選定結果）で通知する。
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西 開発大学院連携課（担当：三浦禎子）
	請求方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp2@jica.go.jp メールタイトル：【2026年度地域理解プログラム「万博レガシーを通じて学ぶ関西経済」に係る業務委託契約】参加意思確認公募／応募要件無しの理由請求（社名〇〇）】
	請求期限	2026年7月17日（金）
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。
- (12) メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
- ① メールの受信制限があるため、送付メールの容量は20MB以下としてください。
 - ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別紙3)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付します(ただし、パスワードについては、別メールにて送付します)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。
 - ③ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
 - ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで)受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課：JICA 関西 開発大学院連携課

以 上

業務委託契約業務内容

1. 業務内容

(1) 業務名：

2026年度地域理解プログラム「万博レガシーを通じて学ぶ関西経済」に係る業務委託契約

(2) 業務の目的

- 1) 留学生が関西地域の中小企業振興を通じた日本の開発経験への理解を深化させる。
- 2) 留学生が万博・スタートアップ等を題材に企業連携や海外展開の実態を実践的に学ぶ。
- 3) 留学生がプログラムの学習内容を基に自国の課題解決に資する具体的な構想を策定させる。

(3) 達成目標

- 1) 講義・グループ討議による知識の体系化
- 2) 万博出展企業やスタートアップの事例分析
- 3) 企業訪問・交流を通じた関西の中小企業の現場理解
- 4) Global Startup EXPO 2026 のイベント視察を中核とした実地学習

2. 業務の範囲及び内容

(1) 業務の実施方法

- 1) プログラムの企画調整、日程案の作成（JICA 関西との打合せ含む）
- 2) 講師及び視察先の選定、依頼、打合せ
- 3) 使用する原稿・教材・資料の取付、内容の確認、翻訳、印刷、配布（著作権等使用範囲の確認含む）
- 4) 留学生への連絡調整（日程の連絡、事前アンケートの実施、留学生の関心のヒアリング、グループ分け）
- 5) 研修監理員との連絡調整（役割分担、通訳範囲にかかる情報提供及び教材の共有）
- 6) プログラムの実施
 - ・ 事前研修の実施
 - ① プログラムオリエンテーション（趣旨説明）
 - ② 導入講義：中小企業振興を通じた日本の開発経験（講義）
 - ③ 自治体・経済団体等の万博レガシーに係る活動（講義）
 - ④ 企業視察及びイベント視察に向けたグループ討議
 - ・ 万博出展企業等視察（4社）への同行、理解促進、記録
 - ・ イベント（Global Startup EXPO 2026）同行、理解促進、記録
 - ・ 事後研修の実施
 - ① グループ討議の先導
 - ② レポート作成の指導
 - ③ 発表の補助
 - ・ 質問票作成、配布、回付、集計
- 7) 経費の精算
- 8) 業務完了報告書の作成（日程表（確定版）、業務内容と結果、留学生の

反応、提言)

(2) プログラム実施期間 (予定): 合計 4 日間

1) 事前研修: 2026 年 9 月 14 日

2) 企業視察: 2026 年 9 月 15 日から 10 月 4 日までの間で 1 日

3) イベント視察: 2026 年 10 月 5 日から 10 月 7 日までの間で 1 日

4) 事後研修: 2026 年 10 月 8 日

※上記の日程は仮であり、上記 1. - (2) 及び (3) で求められる内容が網羅されているのであれば、講師及び視察先企業等の都合により変更可能

(3) 作業人日の目安:

・業務総括者: 事前事後 (6 日)、プログラム実施 (4 日)

・事務管理者: 事前事後 (4 日)、プログラム実施 (4 日)

(4) 直接経費の内容:

プログラム	項目 (想定される数量目安)	種別
事前学習	① プログラムオリエンテーション (0.5 時間) ② 導入講義 (2 時間) ③ 万博レガシーに係る講義 (経済団体/自治体等による) (1 時間) ④ 企業視察及びイベント視察に向けたグループ討議 (1 時間)	講師謝金 検討会謝金 講師交通費 原稿謝金 受注者交通費 教材の翻訳・印刷に係る費用
企業視察	万博出展企業等の視察 (4 社) ※2 グループに分かれて 2 社ずつ (2 時間/社程度)	講師謝金/見学謝金 講師交通費 原稿謝金 受注者交通費 教材の翻訳・印刷に係る費用
イベント視察	Global Startup EXPO 2026 への参加	受託者交通費
事後学習	① グループ討議/レポート作成指導 (2 時間) ② グループ発表 (2 時間) ③ 講師による総括 (1 時間)	講師謝金 検討会謝金 原稿謝金 講師交通費 受注者交通費 教材の翻訳・印刷に係る費用

※留学生の移動にかかる費用、研修監理員の配置にかかる費用は JICA が支払う。

(5) 参加者: 関西圏の大学で学ぶ留学生 20 名

※参加者の募集、応募者の取りまとめは JICA 関西が行う。

(6) 使用言語: 英語

(7) 契約履行期間 (事前の準備期間と事後の整理期間を含む):

2026 年 8 月 3 日から 2026 年 11 月 30 日まで (予定)

(プログラム実施期間は 2026 年 9 月 14 日から 10 月 8 日までの間で 4 日間)

3 契約書の作成及び契約金額

契約書は以下の研修委託契約ガイドラインの契約にかかる様式を使用し、双方合意の上作成する。契約金額は、JICA が定める基準（研修委託契約ガイドライン）に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

研修委託契約のガイドラインについては、以下をご参照ください。

[2026 年 4 月以降に公告・公示、\(公告・公示を行わない場合\) 契約交渉を行う案件から適用 | 事業について - JICA](#)

4 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、契約書の業務仕様書に定める日までに提出する。

5 留意事項

- (1) 当機構は、本プログラムの実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です（企業視察：2 名、イベント視察：4 名）。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、本プログラムの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 教材の著作権処理に関すること
講義等で使用する研修教材について、その著作者である講師等に利用範囲・条件を確認する。
- (3) 講師等による教材作成時のコピーや翻訳についての適法利用確認
研修教材作成時の注意事項について、講師へ説明する。
また、受託者又は講師等が作成した著作物（例：研修教材案）を基礎として、第三者により作成された二次的著作物（例：翻訳テキストや動画）の著作権は、該二次的著作物の著作者に帰属する。受託者が、二次的著作物の作成を翻訳会社や映像制作会社等へ再委託する場合、JICA 事業で管理・活用していく観点から、当該二次的著作物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む）は、再委託先から受託者又は JICA への譲渡を求めるよう手続きする。原則として、「業務提出物」として受託者から提出いただく二次的著作物の著作権は JICA に譲渡される。
- (4) 教材ごとの著作権処理に係る JICA への報告
確認された教材ごとの利用条件を一覧にまとめ、業務提出物として研修教材一式と共に JICA に提出する。また、対象者等に対しても、研修教材の利条件一覧（英語版：List of the Materials with the scope of use）を

配布する。

参考：[研修事業における著作権ガイドライン（第二版） | JICAについて](#)
[- JICA](#)

- (5) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (6) 本業務は、ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以 上